

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年2月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和3年度 定期監査結果（11月実施分） 指摘事項等に伴う措置状況

【指摘事項】

1 中川原キャンプ場敷地の災害復旧に係る重機借上げ及び原材料支給申請について	
担当課：小坂振興事務所	
指 摘 事 項	
<p>小坂振興事務所が取り扱う自治振興費のうち、重機借上げ及び原材料支給に係る予算の執行状況について確認したところ、地元自治会から令和2年7月豪雨で被災した中川原キャンプ場敷地の災害復旧に係る申請があり、重機借上料29万7千円及び原材料費37万8,400円が支出されていた。自治振興費による重機借上料及び原材料費は各々15万円が限度と申し合わせており、限度額を超えた支出である。</p> <p>本施設は、公の施設の見直しにより廃止を決定したが、地元自治会から有効活用したいとの申し出があり、平成30年4月1日に譲与したものである。自治法第232条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されており、本件は、下呂市の負担に属する経費に当たらない。自治振興費の重機借上料及び原材料費については、すでに令和元年度及び令和2年度に実施した定期監査において指摘・意見としたところではあるが、是正措置されておらず、同じ指摘になったことは大変遺憾である。</p> <p>本件については、自治法第232条の2に「(略) その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることから、公益上の必要性を認めた場合であれば、補助金として取り扱うことが適当であったと思われる。なお、公益上必要があるかどうかは、客観的に認められなければならない。</p>	
措 置 状 況	
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>重機借上げ及び原材料支給につきましては、令和2年度監査でも指摘のあったところではありますが、現在、要綱を作成中であり、令和4年度から統一見解で実施できるよう協議中です。</p> <p>当該案件のような公益上の必要性を認めた場合であれば、今後は補助金として取り扱うことで関係部局と協議して適正な事務処理を行います。</p>	

2 小坂地域観光施設等管理業務委託について

担当課：小坂振興事務所

指 摘 事 項

小坂地域観光施設等管理業務委託は、平成 23 年度から地元法人 A が日帰り温泉施設の指定管理者となったことを機に、小坂地域内の公園等（10 施設）の管理業務も同法人に特命随意契約（1 者随意契約）により一括委託されている。

委託料は、下記項目により設計され、発注・契約が行われている。

- ① 直接作業に係る人件費（施設ごとに作業期間、作業頻度、1 回当たりの作業時間を設定して 1 時間当たりの単価を掛けて算出）
- ② 直接必要な消耗品費
- ③ 業務に必要な車両の賃料及び維持費
- ④ 諸経費

今回、業務内容について点検報告書により確認を行ったところ、人件費は積算時間より実際の作業時間が明らかに少なく、また、消耗品費、車両の賃料及び維持費といった経費については仕様書において支払いの証拠となる領収書等の提出について記載がないため、無条件に全額を支出することとなっている。これらは、すでに平成 27 年度実施の定期監査においても指摘したところであるが、相当期間経過した現在においても何ら改善策が講じられていないのは遺憾である。地方財政法第 4 条では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しており、当該委託における経費の支出は適正を欠くものである。

当該委託業務の発注に当たり、人件費の積算については、作業実態に基づき確実な算定を行い、仕様書には、1 回当たりの従事時間数の明記及び消耗品費等の経費に係る領収書等を提出することにより実費分を支払う旨の記載を行い適正な業務委託契約事務を実施されたい。なお、今年度の委託契約の設計業務量に対して、実際に従事した業務量に最終的に不足があれば、実績に基づく変更契約を行うよう、契約の相手方と協議されたい。

また、当該委託業務は特命随意契約により実施されているが、委託業者として選定された平成 23 年度当初の状況と異なっていることから、この特命随意契約は適正を欠いており、今後は競争入札により執行するなど、公正性・経済性・適正履行の確保を図られたい。

措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

今回の指摘事項について、今後は下記のとおり改めます。

- ① 今後は、人件費の積算において作業時間を実態に合わせて見直すとともに、仕様書に作業時間数を明記して委託を行いません。
- ② 消耗品、燃料費などは別途予算計上し、購入分については市が支払う方法は検討できますが、保険料や整備費などの車両維持費は請負者の所有であり市では直接支払いはできません。その点を含め新年度において検討します。
- ③ 特命随意契約を見直し、競争入札により委託するよう見直します。

3 児童福祉課の予算管理について	
	担当課：児童福祉課
指 摘 事 項	
<p>(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 保育所費 (節) 需用費の歳出予算の執行状況を確認したところ、児童福祉課内で使う事務用品が保育所運営費から支出されている。歳出は、その目的に従ってこれを計上すべきであることから、事務所で使用する事務用品等は (目) 児童福祉総務費から支出すべきである。</p>	
措 置 状 況	
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>財務課と調整の上、令和4年度予算から (目) 児童福祉総務費の児童福祉総務諸経費に予算計上することとなりました。</p>	

【意見】

1 ゆったり館の管理運営費について	
	担当課：金山振興事務所
監 査 意 見	
<p>ゆったり館は、令和3年4月から指定管理者の応募者が無く休館となっている。現在、金山振興事務所を中心に、今後の活用方法について検討がなされているところであるが、休館であっても施設の維持管理に令和3年度で375万6千円の管理費用が必要となっていることから、活用、廃止等の検討期間を設定し早急に対応されたい。</p>	
措 置 状 況	
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>当年度は、管理委託業務等について活用の目途が立っていないことに鑑み、契約履行を行わず必要最小限の運転を職員で行うという暫定的な対応で経費縮減を図りました。令和4年度からは、老朽化した温泉入浴設備の稼働を止め、まずは提案のあった地元団体イベントで活用をしながら、地域特性を活かした振興拠点の具体化に取り組みます。</p>	

2 新型コロナワクチン接種業務に係る職員の健康管理について

担当課：健康医療課

監 査 意 見

新型コロナワクチン接種業務については、健康福祉部健康医療課が通常業務と並行しながら、市役所全職員の協力により業務を実施され2回目の接種まで概ね完了したとのことであった。特に担当課の職員には、市民の健康と命を守る大変な業務を長時間の時間外勤務対応で行っていただいた事に敬意を表するものである。

こうした通常時間外勤務を行った場合は、職員の健康管理からも代休を取得させることが必要となるが、代休を取る余裕も無かったとのことであった。災害対応や新型コロナウイルス感染症防止対策業務などの危機管理事案は、時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとなっているが、3回目の新型コロナワクチン接種業務も始まることから、人事担当課と連携を取りながら当該職員の健康の確保に努められたい。

措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

1か月の時間外が40時間を超える職員については、面接し健康確認と時間外短縮のための業務量の見直しを実施しています。

また、6月から12月までは他部署より2名の兼務職員の配置、12月からは2名の増員があり、時間外勤務の縮小につながっている。2月から開始されるコロナワクチン集団接種では、出役職員数の見直しをし、半減する計画を立てました。

3回目の接種が始まると業務量が増加するため、職員に業務を分散し、職員の健康確保に努めます。